資料3－1

国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
志木市国民健康保険財政調整基金条例 （設置） 第１条　国民健康保険の財政の健全な運営を図るため、志木市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 （積立て） 第２条　基金として積み立てる額は、毎年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。 （運用益金の処理） 第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。 （処分） 第６条　基金は、第１条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。	国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例 （設置の目的） 第１条　国民健康保険の保険給付費支払金の不足に充当するため国民健康保険の保険給付費支払基金（以下「基金」という。）を設置する。 （積立て） 第２条　毎年度基金として積み立てる額は５万円以上とする。 （運用益金の処理） 第４条　基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 （処分） 第６条　次に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1) 財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。